

広報

しゅうわ

2004 (平成 16 年)

6月号

No. 320

Public Relations SHOWA Town



親子でいっしょに遊びましょう ～じどうかん『みんなであそぼう』～

じどうかん『みんなであそぼう』に参加した子どもと保護者のみなさんは、ちびっこはうすのスタッフのエプロンシアターを見たり、いっしょにバルーン遊びなどをして親子で楽しいひとときを過ごしました。

CONTENTS (おもな内容)

- 6月は『環境月間』です
- 合併に関する住民説明会開催について
- 『海の保養所』を開設します
- 水道だより No. 61
- 東海地震ひとくちメモ ～第5回～

青空と緑と産業のまち

6月は環境月間です ごみの減量化・資源化にご協力ください

～考えようごみを出さない暮らし方～

●ごみ問題をみんなで考えよう

私たちは毎日、便利で豊かな生活を送っています。私たちの周りは、たくさんのものであふれています。一方で、私たちは日常生活の中で何気なく『ごみ』を捨てています。私たちが出したごみは、市町村が集めて焼却などの処理をして、最終的には埋め立てられています。私たちは、便利で豊かな生活を送る一方でごみを出し続けていますが、ごみの処理には多額のお金がかかり、それには私たちの払っている税金が使われているのです。もう一度、自分の出すごみについて考えるとともに、みんなで協力してごみを減らしましょう。

●ごみを減らすために、大切なこと

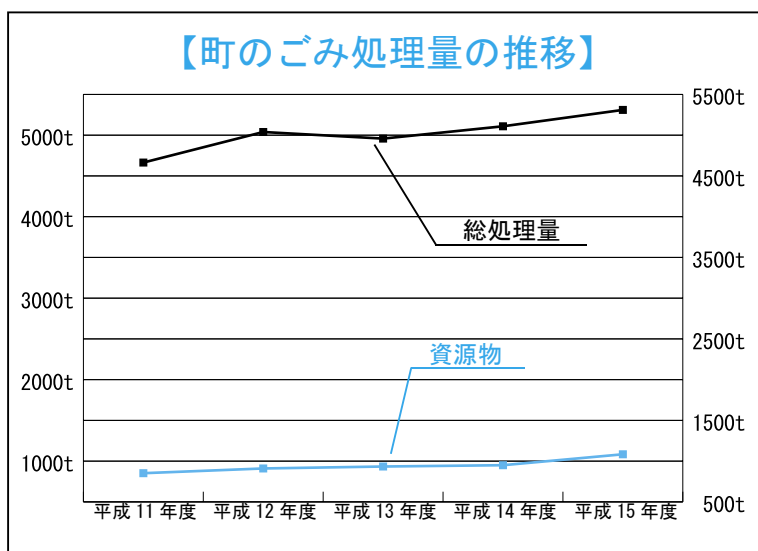
ごみを減らして、環境にやさしい暮らしを送るためには、まず、ごみになるものは断るなどして家に持ち込まない（リフューズ）。ごみを減らす工夫をする（リデュース）。何度も繰り返して使う（リユース）。どうしても出るごみは、資源回収に回して再利用（リサイクル）することで、ごみや資源のムダ使いもより少なくすることができます。これらの実行は、決して難しいことではなく、誰でも始められることです。一人ひとりのみなさんが、身近なところで、できることから始めてください。

平成 15 年度 一般家庭からのごみの量 《リサイクル率 20%を達成しました》

種 類	処理量 (t)	前年度比 (%)	
燃えるごみ	3,300.99	1.03	
燃えないごみ	262.04	1.04	
粗大ごみ	663.37	0.95	
資 源 物	アルミ缶	14.19	1.00
	スチール缶	16.46	1.13
	空きびん	49.53	0.75
	新聞紙	306.45	1.05
	雑誌・雑紙	485.45	1.18
	ダンボール	148.95	1.21
	牛乳パック	3.08	1.21
	ペットボトル	25.69	1.17
	発泡白色トレイ	3.02	1.29
	その他プラ	25.40	20.32
	電池	5.47	—
	計	1,083.69	1.14
	合計	5,310.09	1.04
リサイクル率	20.40%	—	

平成 15 年度に一般家庭から出たごみの総量は 5,310.09 t で、その内、資源物（リサイクル品）は 1,083.69 t でありました。リサイクル率（総処理量に対する資源物の割合）は 20.4% で、みなさんのご協力により 20% を達成することができました。今後、より一層の減量化・資源化にご協力をお願いします。

なお、平成 15 年度に一般家庭から出たごみを処理するのに、おおよそ 1 億 9 千万円の経費（清掃センターごみ処理負担金・ごみ収集運搬委託など）がかかりました。



ごみ処理機具の購入補助金制度をご利用ください

家庭から出るごみの量を減らすため、「生ごみ」及び「^{せんてい}剪定枝」を自己処理するための次の機具について、購入費の一部を補助します。ぜひご利用ください。

生ごみ処理容器（コンポスト容器）

コンポスト容器を土の上に1個設置すれば、4人家族の台所の生ごみ1年分（3～4 t）を処理することができます。

【購入費の2分の1以内】
限度額：4,000円



ボカシ容器

ボカシを使って生ごみを処理するとき使用する容器です。微生物の働きで発酵分解して良質な肥料となります。

【購入費の2分の1以内】
限度額：1,000円



*ボカシとは米ぬか・もみ殻・はちみつ・EM菌（有効微生物群）を混ぜ合わせて乾燥したものです。

家庭用電動生ごみ処理機

生ごみの処理が手軽にできます。分解方式・乾燥方式などがありますので、ご自分のご家庭にあったタイプをお選びください。

【購入費の2分の1以内】
限度額：20,000円



家庭用小型剪定枝粉碎機（追加）

庭木等の剪定枝をチップ化し、庭の敷材や堆肥として活用できます。

【購入費の2分の1以内】
限度額：20,000円



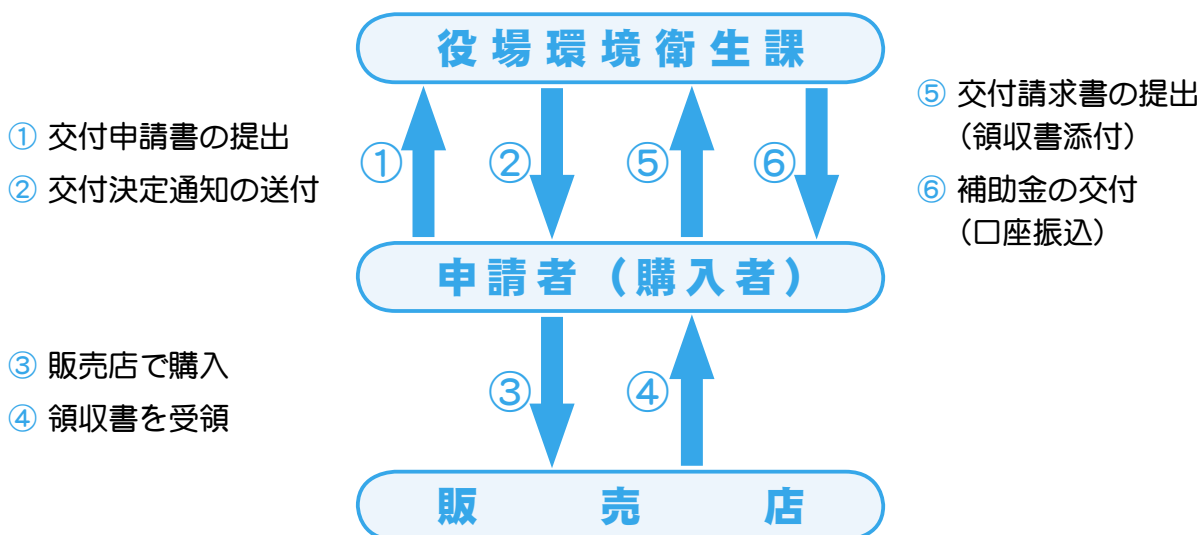
*平成16年度からの補助対象商品です。

◎販売店の指定はありません。

◎申請は随時受け付けます。

◎分別ボックス、分別コンテナ、空缶つぶし器は平成15年度をもって廃止となりました。

【補助金の申請手続き】



お問合せは、役場環境衛生課（☎ 275-2111）まで

合併に関する住民説明会開催のお知らせ

昨年、玉穂町・昭和町・田富町任意合併協議会を設立し、各部門に分かれて協議を行ってきました。これまでの協議内容については「合併協議会だより」等によりお知らせしておりますが、町民のみなさんに合併について詳しく知っていただくため次の日程により住民説明会を開催いたします。

今回の住民説明会は、合併した場合の新市の将来像、住民意向調査などについて説明いたしますので、住民のみなさまのご出席をお願いいたします。



住民説明会日程表

月	日	時 間	地 区	場 所
6月	7日(月)	午後7時30分～	上河東二区	上河東二区集会場
6月	11日(金)	午後7時30分～	上河東区	上河東公会堂
6月	12日(土)	午後7時30分～	築地新居区	築地新居区公会堂
6月	13日(日)	午後7時30分～	西条一区	西条一区公会堂
			押越区	押越区公会堂
6月	16日(水)	午後7時30分～	紙漉阿原区	紙漉阿原区新公会堂
6月	17日(木)	午後7時30分～	清水新居区	清水新居区公民館
6月	18日(金)	午後7時30分～	河東中島区	河東中島区公会堂
6月	19日(土)	午後7時30分～	河西区	河西区公会堂
6月	20日(日)	午後7時30分～	西条二区	西条二区第一公会堂
			飯喰区	飯喰区集落センター
6月	22日(火)	午後7時30分～	西条新田区	西条新田区公会堂

▲6月号広報といっしょに配布した『合併住民説明会資料』をご持参ください。

問合せ：役場総務課 政策推進係 (☎ 275-2111 内線 207)

ご利用ください

情報公開制度

情報公開制度は、町が持っている情報をみなさんからの請求により公開する制度です。この制度の実施により行政がより一層開かれたものとなり、町民のみならずと行政との信頼関係が強化され、公正な行政の運営が図られることを目指しています。

◆請求できる方

町内に住所のある方、または町内に事務所や事業者がある個人法人など

◆請求できる情報

実施機関（町長、教育委員会、議会等）の職員が業務上作成し、または取得した文書、図面などで、一定の事務手続きが終了したものの。

◆公開・開示できない文書

個人に関する情報でプライバシーの保護が必要なものの、また事業所の技術上の知識、他の法律などで非公開の定めのあるもの。

◆平成15年度情報公開

開示請求状況

* 請求件数：3件

* 結 果：全部公開（2件）

一部公開（1件）

この制度をご利用される方は、役場総務課政策推進課（☎ 275-2111 内線 206）までお問合せください。



悪質な下水道の清掃・点検業者にご注意ください！

最近、みなさんのお宅を訪問し、下水の排水管の清掃、点検などを行う業者が営業活動をしています。なかには、町から頼まれたと嘘をついたりする悪質な業者もいます。

宅地内の排水設備については unnecessary な清掃を頼んだり、悪質な業者から高額な代金を請求されたりしないよう注意しましょう。

役場下水道課では宅地内の排水設備（下水道排水管・公共マス等）に関して、清掃・点検等を業者に依頼したり、委託することはありません。

排水設備の清掃を依頼する意思がなければ、きっぱりと断りましょう。

もし、契約してしまってもクーリングオフ等による契約解除ができる場合があります。

***不審に思ったらご相談ください。**

役場下水道課：☎275-2111 内線236・237

《トラブルを回避するための注意点》

- * むやみに玄関のドアを開けない。
- * 勝手に作業させない（ほんとうに必要か冷静に考える）。
- * その場で契約はしない（一人で契約せず、家族などに相談する）。
- * 役場との関係をおわせたら身元の確認をする（身分証明書の提示を求める、役場へ確認の電話をする等）。



あなたの家は大丈夫！？

町木造住宅耐震診断事業のご案内

東海地震をはじめとする大規模地震に備え、「災害に強い町づくり」の実現に向けて、町では県及び国の補助制度を活用し、みなさんが今お住まいの木造個人住宅について無料で耐震診断を行います。

《注意！ 町では、電話や訪問、チラシなどによる耐震診断の勧誘は行っていません。》

【対象住宅】（次のすべてに該当する住宅）

- * 町内に住所を有する人が所有し、居住している住宅
- * 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- * 木造在来工法で建築された2階建て以下の住宅
- * 長屋及び共同住宅以外の住宅
- * 併用住宅の場合は、延べ床面積の半分以上が住宅の用に供されている住宅
- * 複数の住宅を所有している方については、主に居住している1棟

【診断者】

町が委託した木造住宅耐震診断技術者が診断を行います。

【募集戸数】

45戸（応募多数の場合は先着順になります。）

【受付期間・受付時間】

受付期間：6月14日（月）から6月30日（水）まで 受付時間：午前9時から午後5時まで

【申込み・問合せ】

役場都市計画課 開発指導係（☎275-2111 内線231）



期日前投票制度について

〜より多くの人が投票できるようにするために〜

選挙人の投票しやすい環境を整えるため、昨年、公職選挙法が改正され、投票日前でも直接投票箱に投票できる『期日前投票制度』が創設されました。

【期日前投票制度のメリット】

期日前投票制度により、従来の不在者投票のように投票用紙を封筒に入れて、その封筒に署名するといった手続きが不要となり、投票しやすくなりました。

【対象者】

選挙期日に仕事や用務があるなど、従来の不在者投票事由に該当すると見込まれる人です。

【不在者投票】

名簿登録地以外の市町村の選挙管理委員会や指定の病院などでの不在者投票については従来どおり行われます。

【投票場所】

期日前投票所

【投票期間】

投票期間は、選挙期日の公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日までの間です。

【投票時間】

午前8時30分〜午後8時

【手続きの流れ】

期日前投票は、選挙期日の投票所における投票と同じく確定投票となるため、基本的な手続きは選挙期日の投票所での投票と同じです。したがって、仮投票といった不在者投票にはない手続きも認められることになります。

【問 合せ】

町選挙管理委員会

(☎275-2111)

内線211

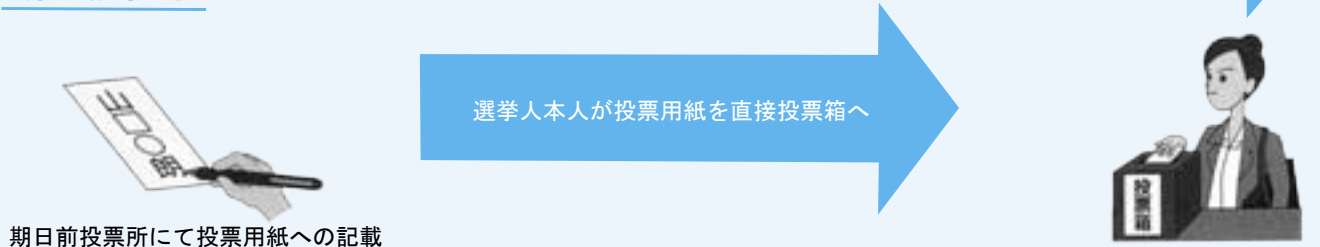


投票手続きの大幅な簡素化

従来の不在者投票



期日前投票



児童手当を受けているみなさん!

6月は現況届を提出する月です

児童手当とは...

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

児童手当を受けている方は毎年6月中に『現況届』を提出する必要があります。

『現況届』の受け付けを行います。

これは、受給者の所得が所得制限内であることや児童の扶養状況などを確認するもので、引き続き手当を受けてられるかどうかを決める大切な届けです。

◆日時 6月25日(金)
午前9時から午後4時まで

◆場所 町中央公民館 講堂
(役場庁舎裏側)

◆その他

現況届の内容や児童手当に関することは、役場町民窓口課児童手当係(☎275-2111内線2118)までお問合せください。

現況届を提出しないと引き続き受給資格があっても、6月以降の手当てを受けられなくなりしますので、必ず提出してください。現況届の用紙は該当するみなさんにお送りいたしますが、未着の場合には役場町民窓口課児童手当係までご連絡ください。

なお、次の日程により『現



平成16年度所得制限限度額表

扶養親族等の数	国民年金加入者	厚生年金等加入者
0人	301万円	460万円
1人	339万円	498万円
2人	377万円	536万円
3人	415万円	574万円
4人	453万円	612万円
5人	491万円	650万円

*所得税法に規定する老人控除対象配偶者、または老人扶養親族があるものについての限度額(所得額へ1/3は右記の額に該当老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
*扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額へ1/3)は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

母子・父子・寡婦

1日行楽へご参加ください

母子・父子・寡婦世帯を対象に『1日行楽』を実施します。日常生活をはなれ1日楽しんでみませんか。

なお、お子さんの申込みは18歳(高校3年生)以下となります。



- ◆実施日 7月18日(日)
- ◆場所 河口湖方面
- ◆負担金 大人:3,000円 小人:無料
- ◆定員 40人程度
- ◆申込み 各区の母子寡婦福祉役員、または役場いきいき健康課児童家庭係(☎275-2111内線253・257)へ負担金を添えて申込みください。
- ◆締め切り 6月25日(金)
※定員になり次第締め切ります。

ひとり親家庭医療費受給者証更新について

町では、ひとり親家庭を対象に医療費の助成事業を実施し、母子・父子家庭における生活の安定と健康の増進を図っています。

みなさんが現在お持ちの受給者証の有効期限は、6月30日(水)までです。7月1日(木)からは新しい受給者証に変わりますので更新手続きを行ってください。

なお、この助成事業の受給資格要件は、平成15年分の所得税非課税世帯で18歳未満の児童(満18歳の誕生日の属する年度末)を扶養している方が対象となります。

- ◆手続き日 6月7日(月)～11日(金)
- ◆時間 午前9時～午後5時
- ◆場所 役場いきいき健康課(町総合会館内)
- ◆持ち物 ①所得税納税証明書等(源泉徴収票、確定申告書写し) ②旧受給者証 ③銀行口座振込指定届(通帳等) ④印鑑 ⑤保険証
- ◆問合せ 役場いきいき健康課 児童家庭係(☎275-2111 内線253・257)

夏といえばやっぱり海！

～今年も相良町と御前崎市に『海の保養所』を開設します～

町では、町民のみなさんが健康で潤いのある生活を送るため、今年も静岡県相良町と御前崎市に『海の保養所』を開設します。

『海の保養所』は、町と静岡県相良町観光協会及び御前崎観光協会とで利用契約を結んでいるもので、宿泊・休憩の施設で町の助成が利用できます。

今年も6月1日（火）から受付を開始します。



『海の保養所』施設一覧表（相良町）

宿泊施設名	電話番号 (0548)	1泊2食基本料金	
		大人(円)	小人(円)
民 心 じ た	52-0775	7,000	6,000
民 美 宇 良	52-0190	6,825	6,300
民 さ が ら	52-4481	7,300	6,800
民 さ さ や	52-0661	7,000	6,000
民 田 沼	52-4040	7,350	7,350
民 な か じ ま	52-1593	6,500	5,500
民 も り ま さ	52-1526	6,825	5,460
民 求 楽	52-0290	6,800	6,100
ペ 海 岸 通 り	52-1363	9,000	7,000
ペ リ リ カ ル	52-6888	1階 8,400	6,300
		2階 9,450	7,350
ペ お ぎ わ ら ぼ う し	52-0151	西館 9,450	7,350
		東館 8,400	6,300
ビ お じ ろ	52-3247	5,775	5,775
旅 す し 源	58-0033	7,000	6,500
旅 大 漁 苑	58-1811	10,000～	8,000
旅 FUJIYA (素泊のみ)	52-0546	5,300	4,200
旅 五 季	52-3910	10,500	8,400
旅 大 徳 屋	52-0055	8,500	6,500

ホ：ホテル 民：民宿 ビ：ビジネスホテル 旅：旅館

ユ：ユースホステル

◆利用期間

7月1日（木）から8月31日（火）まで

◆助成金額

宿泊：1人当たり3,500円（ただし2泊分まで）

休憩：1人当たり全額助成（ただし2日分まで）

◆利用手続

【宿泊】（民宿等39施設）

はじめに相良町観光協会（☎0548-52-3130）、または御前崎観光協会（☎0548-63-2001）へ予約申込みをしてください。予約が取れると予約通知書が送られてきます。送られてきた予約通知書と印鑑を持参のうえ、役場産業課で利用券交付申請を行ってください。

【休憩】（海の家8施設）【ただし、御前崎市には海の家はありません】

予約の必要はありませんので、印鑑を持って役場産業課で休憩券交付申請を行ってください。

なお、休憩券は下記施設でも利用できます。

*シーサイドプール地頭方（相良町）

*B & G御前崎海洋センタープール（御前崎市）

*御前崎グランドホテルプール（御前崎市）

*御前崎海水浴場シャワー（御前崎市）

◆お問合せ 役場産業課（☎275-2111 内線244）

『海の保養所』施設一覧表（御前崎市）

宿泊施設名	電話番号 (0548)	1泊2食基本料金	
		大人(円)	小人(円)
ホ 御前崎サンホテル	63-5111	10,500～	7,350～
ホ 御前崎グランドホテル	63-3333	10,500～	6,350～
民 か け 家	63-2640	7,350	6,300
民 岬	63-2681	6,825	6,300
民 御 前 崎	63-2072	7,000	6,000
民 幸 漁	63-2425	6,825	6,300
民 は ま え ん ど う	63-3038	7,350	6,300
民 さ ざ な み	63-3391	6,825	5,775
民 た ち ば な	63-5260	6,825	5,775
旅 鴨 岡 屋	63-3367	8,400	6,825
旅 魚 松 荘	63-4960	7,350	6,300
旅 亀 松 亭	63-2679	7,350	6,300
旅 潮 見 荘	63-2453	8,400	6,300
旅 ホ テ ル 灯 台	63-2684	8,000	6,000
旅 ま は ゆ う	63-3088	6,825～	5,775
旅 ペンションなかにし	63-2020	7,350	5,250
旅 磯 亭	63-5099	10,500	6,300
旅 八 光	63-5338	8,400～	6,000～
旅 聖 火	63-3816	8,400～	5,250～
旅 ペンションクロツサン	63-5656	9,000～	8,000
旅 八 潮	63-4282	8,400	7,350
ユ 御前崎ユースホステル	63-4518	5,500	4,500

【注 意】

*料金は1部屋に4名以上の金額です。2人以下の時は割増料金がかかる場合があります。

*予約日前10日以内のキャンセルの時は、キャンセル料をいただく場合があります。

*大人とは中学生以上、小人とは小学生が対象です。

*一覧表の料金は基本料金です。割増料金等かかる場合がありますので、予約時に必ず料金をご確認ください。

*基本料金は内税です。

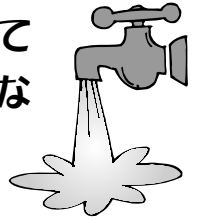


水道だより

●問合せ 甲府市水道局 TEL 228-3311(代)
FAX 228-3773
URL <http://www.water.kofu.yamanashi.jp>

6月1日から7日は第46回水道週間です 『安心の 笑顔ひろがる 水道水』

水道週間は、水道の大切さについて
理解を深める期間としていろいろな
イベントを行います



街頭PRキャンペーン

甲府の水道水の安全性やおいしさについて水道局職員が街頭PRを行います。記念品として、『花の種セットと魔法の土』を配布します。(各会場先着200名)

◆日時

6月1日(火)
正午～午後12時30分

◆場所

- ・イトーヨーカドー甲府昭和店前
- ・山梨中央銀行敷島支店前
- ・山梨中央銀行本店
- ・イッツモア玉穂シヨップ
- ・イッツセンター前



▲昨年「第45回水道週間」街頭PRの様子

水道パネル展

*甲府の水道の歴史についての展示物、写真やパネルの展示

*「新・水質基準」について

*中区配水施設「さくら」写真展、など

◆日時

6月1日(火)～7日(月)

◆場所

甲府市水道局1階ロビー展示コーナー「こうふ水の駅」



▲ロビー展示コーナー「こうふ水の駅」

平成16年度 水源林植樹のつどい

広葉樹の植栽、樹高あてクイズ・木炭・木酢液の配布、花・そばなどの販売、豚汁・麦茶のサービスなどイベント盛りだくさんです。

◆日時

6月5日(土) 午前10時～

◆場所

奥御岳水源林と森林浴広場
*参加無料、昼食各自持参

◆問合せ

林政課(☎237-1116
1内線3666)

中区配水施設へのご来場 ありがとうございました

桜の開花にともない、3月23日より4月5日まで「中区配水施設」の開放を実施し、延べ来場者数2,821人と多くのみなさまお越しいただきました。誠にありがとうございました。どうぞありがとうございました。



水道教室に 参加しませんか

《水道教室(施設見学型)》

◆期間

6月から11月

◆コース

指定場所に集合(午前9時30分ころ) ↓ 金桜神社水道施設見学(荒川ダム・平瀬浄水場など) ↓ 昼食(各自持参) ↓ 講習 ↓ 水道資料館(水交庵) ↓ 見学集合場所(午後4時ころ)

◆対象

給水区域(甲府市・敷島町・昭和町・玉穂町)の水道使用者で15～50人程度の各種団体

◆申込み方法

随時電話で受け付けます。

◆申込み・問合せ

企画経営課(☎内線311)

《出張水道教室》

水道に関することについて説明に伺います。

◆期間

6月から11月

◆対象

給水区域の自治会・学校関係などの各種団体

◆申込み方法

随時電話で受け付けます。

◆申込み・問合せ

企画経営課(☎内線311)

水道局の職員や委託されている業者を装った悪質な水道調査・修理・検査は行っていません

◆不審だと思ったら...

◎水道局発行の身分証明書の提示を求めて確認してください。

◎水道局にお問合せください。

◆問合せ

営業課
(☎内線1025106)

いざという時のために…

第5回 『地震から身を守る10か条』

東海地震ひとくちメモ

今、大地震が発生したら、何をすべきか把握していますか？日ごろから地震発生時の行動基準を身につけておかないと、被害がおやみに拡大することになります。次の『地震から身を守る10か条』を身につけ、ご自分、ご家族、ご近所を大災害から守るために冷静な行動を心がけましょう。



①わが身を守る

何よりも大切なのは命です。地震が発生したら、まず身の安全を確保してください。

②すばやく火の始末

地震災害でもっとも恐ろしく、被害が拡大する恐れがあるのは火災です。『火を消せ！』とみんなで声を掛け合い、台所や暖房器具などの火を確実に消してください。なお、避難時には、ブレーカーを落とすことを忘れずに！



③非常脱出口を確保する

特に鉄筋コンクリートの建物内にいるときは、ドアを閉めたままだと建物がゆがみ、出入り口が開かなくなる場合があります。

④火が出たら、

まず消火

『火事だ！』と大声で叫び、隣近所で協力して初期消火に努める。なお、消火器等は使いやすい場所に保管してください。

⑤外に逃げるときは

慌てず冷静に

外に逃げるときは、瓦やガラスなど落下物等に注意し、落ち着いて行動してください。

⑥狭い路地、塀ぎわなど危険箇所には近寄らない

ブロック塀、門柱、自動販売機などは倒れやすいので要注意！

⑦山崩れ、がけ崩れ、津波に注意する

『昭和町には、そんな箇所が

ないから…』ではなく、旅先等で地震が発生することがあります。山間部や海岸地帯で地震を感じたら、早めに避難体制を取ってください。

⑧避難は徒歩で、荷物は最小限に

指定された避難場所へは、徒歩で避難してください。車の使用は避けてください。その際、荷物は最小限にして、なるべく両手を空けて避難してください。

⑨みんなで協力して応急救護

お年寄りや身体の不自由な人、けが人がいたら、声を掛け合い、みんなで助け合いましょう。いざという時のために応急手当を学んでおきましょう。

⑩正しい情報をつかみ余震を恐れない

大地震発生後は、噂やデマが流れやすいものです。ラジオ等から正しい情報入手して、間違った行動を取らないようお願いいたします。

駐在さん紹介

町には、西条・押原の2つの駐在所があります。駐在さんは、地域住民の1人として、みなさんの安全を守るために地道な活動を通して、都市化の進む町を支えています。

このたび、4月の定期異動により赴任された2人の駐在さんをご紹介します。

西条駐在所

このたびの定期異動により西条駐在所勤務となりました。

生まれは、北巨摩郡高根町で現在56歳です。

前任地は、南部警察署身延山駐在所です。

昭和町も現在は、街頭犯罪や交通事故等が多数発生し、「静かな町」も昔話となっています。住民の皆様のご協力を得ながら「昭和町 安全・安心町づくり」を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。



警部補 敏夫 内藤

押原駐在所

新しく押原駐在所に着任しました樋本（ひのもと）です。

山梨県警察官を拝命して20年、現在満44歳で2児の父です。昭和町民として地域を愛すると共に、皆さんが安心して生活できる街造りのため活動したいと思っております。

地域に親しまれ、頼り甲斐のある駐在所にしたいと考えていますので、何時でも気軽に立ち寄りください。

心からお待ちしております。



巡查部長 政樹 樋本

大病院から 健康メモ

★健康寿命日本一、山梨県
その健康長寿の秘訣を探る

～山梨県 健康寿命実態調査でわかったこと。無尽、人付き合い、生きがい、ほうとう～

山梨大学医学部附属病院保健学Ⅱ講座
助手 近藤 尚己

界第1位でした。こういった経緯があり、日本の保健医療システムや食習慣はこの間国際的に大いに注目されてきました。

それでは、南北3000キロの日本列島、健康長寿日本一は一体どこなんでしょうか。1999年の発表によると、男性は1位長野、2位沖縄、3位山梨、女性はなんと1位山梨、2位静岡、3位長野と、山梨はトップクラスの成績でした。2003年の調査でも女性1位、男性2位との結果を得ました。特に女性は日本一、そして日本は世界一ですから、山梨県の女性は世界一健康長寿といえるわけです。

山梨県の健康長寿の秘訣を探れ！県の呼びかけで、本学保健学Ⅱ講座の山縣然太郎教授を委員長として、健康寿命実態調査分析研究会が、2003年に発足しました。自立生活を営む県内の65歳以上の住人600名の日常の活動能力を点数化して1年間追跡調査しました。1年間自立した活動能力を維持した人たちの特性を統計学的に分析したところ、「社会的ネットワーク」が良好な人、つまり老人クラブや地域交流、旅行や趣味の仲間との交流を行う人ほど自立生活が維持されていきました。特筆すべきは山梨県に根強く残る「無尽」の効果です。「無尽が楽しい」という人は、そうでない人よりも、4〜7倍も自立生活が維持されていきました。働いている人、心が健康な人、タバコを吸わない人、少々（月1、2回程度）お酒を楽しむ人、そしてほうとうをよく食べる人も同様に好成绩でした。生きがいを持つことも、活動能力の維持と強く関係していました。昼は外へ出かけて地域の友人たちと愉しく交流し、夜は家族団らんで郷土の食べ物を楽しみ、悩みや愚痴は気の合う無尽仲間と吹き飛ばす。そんな元気な山梨のお年寄りたちの姿が浮かびます。

県は今年1年かけて、この結果を踏まえてさらに山梨県の「健康長寿」を延伸させるための施策の提案を行う予定のようです。

企画 財団法人 里仁会

総合健診・結核検診は7月1日から

総合健診の申込みをした方は忘れずに受けるようにしましょう。



【総合健診】

- ◆問診票を必ず記入してお持ちください。
*名前が記入されていますので忘れずに
*記入漏れがないように注意してください。
- ◆受付時間を守るようお願いいたします。
- ◆健診バック（オレンジ色）に検査セットが入っているか確認してください。

【結核検診】

- ◆受診票（水色）を必ずお持ちください。
- ◆総合健診の会場で結核検診だけでも受けられます。
- ◆脱いだり、着たりしやすい服装でお越しください。
- ◆会社等で受診されている方は、受診票を必ず役場いきいき健康課健康増進係（町総合会館内）へ提出してください。

【問合せ】

役場いきいき健康課健康増進係
☎ 275-2111 内線 252・253・257

（財）日本体育協会日本スポーツ少年団では平成16年度子どもゆめ基金助成活動として《子どもスポーツフェスティバル》を全国に公募しました。

この事業の趣旨は「スポーツをしている子どもとしていない子どもを、多様なスポーツ活動を通してスポーツの楽しさや喜びを体験させ、人間性豊かな青少年の育成を図る」ことであります。

実施規模は全国で15市町村です。昭和町スポーツ少年団（本部長 藤

「昭和町スポーツ少年団運動会」が日本体育協会平成16年度子どもゆめ基金活動『子どもスポーツフェスティバル』に決定

本征男）ではこの事業に、今年で18回目を迎える『昭和町スポーツ少年団運動会』を企画・提案しましたところ、このほど決定通知をいただきました。

12月11日の開催に向けて、指導者協議会を中心として運営委員会をつくり、スポーツ少年団員はもとより、スポーツ少年団には入っていないお友だちや、町内の保育園児にも働きかけを行ってみんなで楽しい一日が過ごせるようにしたいと思っています。



5月7日（金）押原小学校において、「平成16年度甲府地区植樹祭」が行われました。

平成16年度甲府地区植樹祭が行われました



学童支援センター『パレット』の開所式が行われました

障害を持つ子どもたちの学童支援センター『パレット』の開所式が5月12日（水）に行われました。

『パレット』は昭和・玉穂・田富の三町の委託を受けて、子どもたちを放課後や学校休業日に預かり、たくさん仲間と遊んだり、いろいろな体験をしながら自主性や社会性、創造性を培っていく施設です。

◆学童支援センター『パレット』

（上河東543-150

☎ 275-13034

今日は何の日？ 何の月間？

- 6月1日（火）
- ◆不正大麻・けし撲滅運動
 - ◆不法就労外国人対策キャンペーン（～30日）
 - ◆男女雇用機会均等月間
 - ◆外国人労働者問題啓発月間
 - ◆リウマチ月間 ◆情報通信月間
 - ◆農業危害防止運動月間
 - ◆まちづくり月間 ◆土砂災害防止月間
 - ◆「不正改造車を排除する運動」強化月間
 - ◆環境月間 ◆水道週間（～7日）



- ◆がけ崩れ防止週間（～7日）
- ◆人権擁護委員の日
- ◆気象記念日
- 4日（金）◆歯の衛生週間（～10日）
- 5日（土）◆世界環境デー
- 6日（日）◆危険物安全週間（～12日）
- 20日（日）◆「ダメ。ゼッタイ。」普及運動
- ◆ハンセン病を正しく理解する週間
- 23日（水）◆男女共同参画週間（～29日）